重要事項説明書

（令和８年６月１日現在）

１　事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人眞美会
主たる事務所の所在地	〒350-0302　埼玉県比企郡鳩山町大字大橋１０６６番地
代表者（職名・氏名）	理事長・馬場 千恵
電話番号	０４９－２９６－１１５５

２　当事業所の概要

（１）提供できるサービスの種類

施設名称	デイサービス 眞美の郷（通所介護）
所在地	埼玉県比企郡小川町東小川二丁目２２番５
介護保険指定番号	埼玉県１１７３２０２４８０号
サービスを提供する実施地域	小川町、ときがわ町、鳩山町、嵐山町、滑川町、東秩父村

（２）職員体制

職種	常勤	非常勤	合計（常勤換算）	資格	基準人員
管理者	１名（兼務）				１名
生活相談員	２名（兼務１名）		常勤換算 1.1名	介護福祉士	１名
機能訓練指導員	１名（兼務）			准看護師	１名
看護職員	１名（兼務）			准看護師	１名
介護職員	３名（兼務３名）	２名（兼務１名）	常勤換算 3.2名	介護福祉士 実務者研修 准看護師	
歯科衛生士	１名（兼務）			歯科衛生士	

（３）定員、各室

定員	３０名（１単位）	静養室	１室
食堂・機能訓練室	１室　１４５．５０㎡（有効面積）	相談室	１室
浴室	２室（一般浴槽、特殊浴槽）	送迎車両	３台

（４）営業時間

営業日	月、火、木、金、土曜日（ただし１月１日を除きます。）

営業時間	８時３０分から１７時３０分まで
サービス提供時間	９時００分から１７時１０分まで

３　サービス内容

通所介護サービス事業は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

４　利用料金等

（１）通所介護基本料

●①【基本部分】

通常規模 （６～７時間）	基本利用料 （１日あたり）	利用者負担 （１割）	利用者負担 （２割）	利用者負担 （３割）
要介護１	5840 円	５８４円	１１６８円	１７５２円
要介護２	6890 円	６８９円	１３７８円	２０６７円
要介護３	7960 円	７９６円	１５９２円	２３８８円
要介護４	9010 円	９０１円	１８０２円	２７０３円
要介護５	10080 円	１００８円	２０１６円	３０２４円

通所介護基本料の【基本部分】は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める利用者負担の割合額とする。

●②～㉘【加算部分】

介護サービスに係る評価等が行われた場合、以下の料金が加算

② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ　　所定単位数に 11.1%を乗じた単位数
③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　　所定単位数に 12.0%を乗じた単位数
④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ　　所定単位数に 10.9%を乗じた単位数
⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ　　所定単位数に 11.8%を乗じた単位数
⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　　所定単位数に 9.9%を乗じた単位数
⑦ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　　所定単位数に 8.3%を乗じた単位数
⑧ 入浴介助加算（Ⅰ）　　１日あたり　　４０円
⑨ 入浴介助加算（Ⅱ）　　１日あたり　　５５円
⑩ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）　　１月あたり　　１００円（３月に１回）
⑪ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）　　１月あたり　　２００円

※個別機能訓練加算を算定している場合	１月あたり	１００円
⑫ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	１日あたり	５６円
⑬ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	１日あたり	７円
⑭ 個別機能訓練加算（Ⅱ）	１月あたり	２０円
⑮ 栄養改善	１回あたり	２００円（月２回を限度）
⑯ 栄養アセスメント加算	１月あたり	５０円
⑰ 口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	１回あたり	２０円（６月に１回）
⑱ 口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	１回あたり	５円（６月に１回）
⑲ 口腔機能向上加算（Ⅰ）	１回あたり	１５０円（月２回を限度）
⑳ 口腔機能向上加算（Ⅱ）	１回あたり	１６０円（月２回を限度）
㉑ ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）	１月あたり	３０円
㉒ ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）	１月あたり	６０円
㉓ ＡＤＬ維持等加算（Ⅲ）	１月あたり	３円
㉔ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１日あたり	２２円
㉕ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１日あたり	１８円
㉖ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	１日あたり	６円
㉗ 認知症加算	１日あたり	６０円
㉘ 若年性認知症利用者受入加算	１日あたり	６０円
㉙ 中重度者ケア体制加算	１日あたり	４５円
㉚ 科学的介護推進体制加算	１月あたり	４０円
㉛ 送迎を行わない場合減算	片道	－４７円

（２）その他、自費・実費分

・昼食代	１食あたり	６５０円
・その他の日常生活費	１日あたり	実費
・おむつ代		実費
・その他、緊急時に医療機関等にかかる費用		実費
・実施地域を越えて行う、送迎に要する費用２㎞毎		５００円

（３）通常の事業の実施地域）

小川町、ときがわ町、鳩山町、嵐山町、滑川町、東秩父村の区域とする。

（４）キャンセル料

サービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 用日の前日１７時までに御連絡を頂いた場合	無料
② 用日の当日　８時までに御連絡を頂いた場合	デイサービス基本料の５０％

③ 用日の当日　８時までに御連絡がなかった場合	デイサービス基本料の７０％
④ デイサービス利用中にサービスを中止する場合	デイサービス基本料全額

（５）支払方法

利用月毎に請求をいたしますので、利用金額をご用意下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

５　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

利用前に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

（２）サービス利用契約の終了

① お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

① 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

・お客様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合（この場合、契約条件を変更して再度契約することができます。）

・お客様がお亡くなりになった場合

（３）その他

① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、お客様は文書で解約することによって即座にサービスを終了することができます。

② お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院又は病気等により３ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様やご家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。

６　当事業所のサービスの特徴等

（１）運営の方針

「健康こそ人生最高の宝」を基本とし、食を中核とした介護サービスの提供、そして「ハートからハート」を基本に「真心の介護サービス」を提供します。

（２）サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の可否	無	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束	無	ただし、生命の危機、他者への危害の著しい場合を除く。
サービスの第三者評価の実施状況	無	※サービスの第三者評価とは、福祉サービスを提供する施設を、（施設の事業者でも利用者でもない）全くの第三者が評価するというシステム。
その他		

（３）施設利用にあたっての留意事項

①　身体状況の確認　　聞き取り（通い入れのとき）

②　利用のキャンセル　　利用日の前日１７時までに連絡

③　曜日の変更　　利用日の前日１７時までに連絡

７　緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

８　事故発生時の対応

利用者に対し事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、その内容によって、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

９　非常災害対策

・防災時の対応　施設の防災計画等によります

・防災設備　　同上

・防災訓練　　年２回

・防火責任者　　梅澤 幸生

１０　サービス内容に関する相談・苦情

（ア）当事業所ご利用者相談・苦情担当

担当　生活相談員　谷川朋子

電話　０４９３-５９-９７２２

苦情解決責任者　管理者　梅澤　幸生

電話　０４９３-５９-９７２２

（イ）その他

当事業所以外に、指定権者（埼玉県）・第三者委員・市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等でも受け付けています。

・埼玉県西部福祉事務所	電話　０４９-２８３-６８００
・小川町役場　長生き支援課	電話　０４９３-７４-２３２３
・ときがわ町役場　福祉課	電話　０４９３-６５-１５２１
・鳩山町役場　長寿福祉課	電話　０４９-２９６-１２４１
・滑川町役場　高齢介護課	電話　０４９３-５６-６３４５
・嵐山町役場　長寿いきがい課	電話　０４９３-６２-０７１８
・東秩父村役場　保健衛生課	電話　０４９３-８２-１２２１
・埼玉県国民健康保険連合会	電話　０４８-８２４-２７６１（代）
・第三者委員　冨田　邦利	電話　０４８-５８３-３５８９

１１　当法人の概要

名称・法人種別	医療法人眞美会
代表者役職・氏名	理事長　馬場　千恵
本部所在地・電話番号	埼玉県比企郡鳩山町大字大橋１０６６番地 電話　０４９－２９６－１１５５
定款の目的に定めた事業	1　病院事業 2　居宅介護支援事業 3［介護予防］特定施設入居者生活介護事業 4［介護予防］認知症対応型共同生活介護事業
施設・拠点等	医療療養型医療施設（麻見江ホスピタル）

令和　　年　　月　　日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

＜説明者＞

所在地　埼玉県比企郡小川町東小川二丁目２２番５

名　称　医療法人眞美会　デイサービス眞美の郷

氏　名　　㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

＜利用者＞

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜代理人＞

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞